

虎關禪師と其の學

福 島 俊 翁

虎關師鍊禪師は我が禪門稀に見る博學多才の讀書人であり、其の著述の如きも實に十有數種、九十餘卷の多きに上つてゐることは、何人も知る所である。師の學問の廣汎にして深奥に達し後世に其比を見ない點に就いては、夙に師の道友中岩圓月が師に與へた書簡によつて明に覗ひ知られる。曰く、

伏惟座下微達聖域、度越古今、強記精知、且富著述、凡吾西方經籍五千餘軸、莫不究達其奧、以至子思孟軻荀楊卿雄王通之篇、傍入老列莊騷班固范曄太史紀傳三國及南北八代之史隋以降五代趙宋之紀傳、乃復曹謝李杜韓柳歐陽三蘇司馬光黃晁江西之宗伊洛之學。云云、（東海一派集卷三）と。師がかくの如き該博なる知識を獲得し不朽の述作を今日に残すに至つたに就ては、固より師の天賦の穎才によるとは言へ、一方當時來朝した元僧寧一山の指示提撕に負ふ所尠からざるものであつたことは争はれない事實である。虎關の記した一山國師行狀を閲するに、

師性慈和無涯岸、近世執道柄者、嚴莊威重、以爲法助、且梠鞭也、師孤坐一榻不須通謁、新到遠

來、出入無間、人便參請、禪策中無索隱、僅事苑而已、往往漫不雌黃者多、江湖患之、及師至闕
 歎、然言語不通、乃課觚牘、隻字片句、朝諮暮詢、師道韻柔婉、執翰酬之、教乘諸部、儒道百家
 稗官小說、鄉談俚語、出入泛濫、輒累數幅、是以學者推博古、(中略)予游師門十數祀、所請之益
 不鮮矣。(濟北集卷之十、及一山國師語錄卷下)

と見ゆる如く、一山の學已に博通し、學者の指導宜しきを得たことは、我が五山文運の發祥が即ち
 此に在るものと言はねばなるまい。一山の來朝は實に正安元年(西紀、二九九)虎關二十二歳の時であ
 った。海藏紀年錄同年の條には、

是年寧一山來朝、館于上都、師往而爲儀封人之見也、師自惟曰、近時此方庸緇噪然、入元土、是
 遺我國之耻也、我共南游、令彼知秦有人耳、既治行、母氏知其幾、哀訴師曰、吾老且病、子志遠
 遊、其道乎、師感而止。

と記されてゐる。これに依つて虎關と一山との交渉は恐らく此年に始まる事を知ると同時に、一朝
 こゝに遠來の宗師を迎へて、師自ら感悟する所は、從來競うて我が禪僧の入元する者徒に國辱を彼
 士に遺すに過ぎずとなし、自ら日東其人あるを知らしめんが爲に、勃然入元の志を起したと言ふ年
 少氣銳の師の風采を想見することが出來ると共に學禪已に淳熟の境に在りしことを察するに足るも
 のがある。

虎關の最初の著述として残されたものは嘉元四年(三三〇)師二十九歳の春に成つた聚分韻略五卷である。この書はその自序にも詳論されてゐる如く、師が一儒氏の需に應じて、博く各種の韻篇を考究して著はされた本邦最初の韻書であつて獨創的に惠まれた著者の天分を視ふべき好箇の小學書と言へるものである。何となれば從來支那にあつた韻書の多くは、たゞ聲響の方面を重要視して、文字の性質から品彙分類して作詩者に便する辭書風のものが見當らなかつた。そこで虎關は棊布隊類分つて五卷として之を五行に象り、裁して十二門とし、四序に象つたと言つてゐる。

今聚分韻略に分類された十二門は即ち

乾伸門

風雨雪霖(天) 山川宮室(地)
方所郡國沙石灰塵等

時候門

春秋晦朔朝暮
陰陽干支

氣形門

日月星辰、人獸虫貌
姓名官黨、戎狄軍旅

支體門

耳目股肢、毛髮涕唾
羽翎角牙

態藝門

歌舞、漁獵、詩書博奕、坐立動止、冠婚祭喪、
飛鳴走吼(禽獸)游泳勃空(虫魚)

生植門

灌溉、耕耘、果蔬
柴樵枝葩株樹

食服門

味于口爲食、御于身爲服、
類緒之瑣細、精練之麁糲等

器財門

膠漆。金玉等

虎關禮師と其の學

(三)

光彩門

鑄敵、燈炬、烽燧
紅紫等

數量門

一二、鋪銖寸尺毫釐

虛押門

讀而虛者以爲部、
讀而虛者、有單而可押、

復用門

有復而可用。

である。師は翌德治二年自ら携へて一山に此書を呈したるに、一山は欽服して其後に跋文を加へ、且つ師に與ふるに、

承見示聚分韻略序文、披味之餘、駭動心月、語奇意高、何敢妄議。云云。(紀年錄、德治二年の條)の辭を以てしてゐる。

この一山の跋文は後世の版本には削られてゐる様であるが永正元年(三六四)刊のものには明に、明物察倫聖賢之事也、鍊公是書門分類聚、俾閱者因門以明物、因類以察倫、披物理昭然、既明則聖賢可跋、其於學者豈小補哉、雖然吾佛祖要旨、離文字言說之相、具眼者能昭徹文字言說之外、乃符著述之意、苟泥文字之說、不唯味著著述之意、抑亦於聖賢商事絕跋、學者識之。

德治丁未季秋朔日

一山一寧謾書其後。

なる文を見るのである。尙此の書について、岡井博士の近著日本漢字學史の引く所によれば

文明辛丑(三四二)薩摩

明應癸丑(三五)周防又一本

永正元年(二二四)東山

享祿二年(二二九)日向

天文八年(二二九)周防

天文廿三年(三三四)駿府

慶長丙午(三三六)京都

延寶八年(三四〇)新増本

等の七八種の刊本がある以前に、板式から考へて五山板と思はるゝ小本無年號本があり、上平、下平、上、去、入の四聲別になつてゐたものが原形らしく思はれる。文明本以下のものは平上去の三韻を重ねて所謂三重韻と呼ぶるゝ體裁となつてゐる。然しこれは虎關編著の最初の面目でないことは、青木昆陽の昆陽漫録に、

三重韻に虎關の序あれども虎關の時は聚分韻略と名づけて韻を三段に重ねず。天野氏の藏むる所の古板の聚分韻略を見れば十二門を立てゝ五卷となし、虎關自筆の序 寧一山自筆の跋あり。同人の藏むる享祿庚寅の年刊する聚分韻略は三重韻の如く韻を重ねて跋に、作者宥園筆者秀篤とあり、是簡便にとりて宥園始めて聚分韻略の韻を三重に重ねたるによりて作者宥園と記したりと見えたり。同人の藏むる朝鮮本の韻略といふ一冊の書を見れば三重韻の如く韻を重ねて十二門を立てず。宥園、韻略によりて聚分韻の韻を重ねたりと見えたり。

と言へるが如きものであつたらうと思はれる。今余の藏する所の古板聚分韻略收むる所の四聲を檢するに、

- | | | |
|--------|-------|--------|
| 東第一上平 | 董第一上聲 | 送第一去聲 |
| 冬鍾第二上平 | 腫第二上聲 | 宋用第二去聲 |
| 江第三 | 講第三 | 絳第三 |
| 支脂之第四 | 紙旨止第四 | 寘至志第四 |
| 微第五 | 尾第五 | 未第五 |
| 魚第六 | 語第六 | 御第六 |
| 虞模第七 | 麌姥第七 | 遇暮第七 |
| 齊第八 | 齊第八 | 霽祭第八 |
| 佳皆第九 | 蟹駭第九 | 泰第九 |
| 灰哈第十 | 賄海第十 | 赴怪夫第十 |
| | | 隊代第十一 |
| 真諄臻第十一 | 軫准第十一 | 廢第十二 |
| 文欣第十二 | 吻隱第十二 | 震稕第十三 |
| | | 問第十四 |
| | | 焮第十五 |

元魂痕第十三 阮混很第十三 願恩恨第十六
寒桓第十四 旱緩第十四 翰換第十七
刪山第十五 潛產第十五 諫禫第十八

聚分韻略卷之二

先仙第一下平 銑彌第十六上聲 霰線第十九去聲
蕭宵第二 篠小第十七 嘯笑第二十
豪第四 皓第十九 號第二十二
歌才第五 哿果二十 箇過二十三
麻第六 馬第二十一 禡第二十四
陽唐第七 養蕩二十二 漾宕二十五
庚耕清第八 梗耿靜二十三 敬諍勁二十六
青第九 廻第二十四 徑第二十七
蒸登第十 拯等二十五 證證二十八
尤侯幽第十一 有厚黝二十六 宥候二十九
侵第十二 寢第二十七 沁第三十

覃談第十三	感敢二十八	勘闕三十一
鹽添第十四	琰忝儼二十九	豔忝儼二十二
咸銜第十五	賺檻范三十	陷鑑梵三十三
嚴凡第十六		
聚分韻略卷之五		
屋第一	沃燭第二	覺第三
迄第六	月沒第七	曷求第八
藥鐸第十一	陌麥昔第十二	錫第十三
合蓋第十六	葉帖第十七	洽狎第十八
		業乏第十九
		質術櫛第四
		黠轄第九
		勿第五
		屑薛第十
		緝第十五

の一百十三韻より成り、其の體裁は三重韻の形式ではあるが、その卷數の置き方より考へて、虎關當初の原形を偲ぶに充分なるものがある。而してこの虎關の韻略は古來韻書の源流を爲した廣韻二百六韻の同用の部を併合して成された金の韓道昭の五音集韻一百六十韻よりも韻數少く又劉淵の壬子新刊禮部韻略の一百七韻よりも多く其の何れにも一致せないので見ると、虎關が當時諸種の韻書を考究し、廣韻以來の獨用同用の聲韻を參酌して獨自に定めたものかと思はれる。然しこの聚分韻略の所據については尙後日の研究に俟つべきものがあらう。

この他に虎關の編著として海藏略韻なるものが傳つてゐる。群書一覽に

海藏略韻 十卷 今本二卷 虎關禪師

と標し次に

平韻の字を注し各々熟字を集む。卷末に歷代紹運圖並に異名國華合記拔萃、分字、書代字、人異名等を附す卷首に引用目百餘部を擧ぐ。按するに此書専ら聯句の爲に著せり。

と言つてゐるのが其である。東京帝國大學圖書館所藏の寫本海藏略韻によれば、此書は韻の文字を礎とする熟語を出し其の出典を註し、聚文韻略の十二門の外に祖と二の二門を立てゝゐる。祖は祖師、二は二者駢言のもので、尤も作詩構句の簡便の爲に作られたものであらう。今日の如く此種の編著が汗牛充棟もたゞならず、頗る便利な辭書の多い時代から見れば寧ろ珍とするに足らぬにしても、虎關の時代、何等此等に關する編述の無き頃の勞作としては、聚分韻略にしても海藏略韻にしても頗る重寶なものであつて、永く後世の作家を益したことは申す迄もなく、其の勞を多とせねばならぬことと思ふ。

數多い虎關の著述中、特に吾人の注意すべきものは、彼の本邦僧史の權輿たる元亨釋書三十卷であらう。これは實に我が國に於ける漢文紀傳史體の濫觴を爲すものであつて、上は欽明天皇の御宇

より下は後醍醐帝の當時に及ぶ凡そ七百八十餘年間佛門事蹟の蒼粹である。師が此の大著を成すに至つた動機とも言はるべきは、又寧一山の刺戟に據るものゝ如く、紀年録記す所を見るに、

山田問師于國朝高僧之遺事、師或泥焉、山期期斬之曰、公之辨博涉外方事、皆章章可悅、而至此本邦、頗似澁于應對、何哉、師有漸色、緣此深慨念、異日必當博考國史并雜記等、以作 皇朝釋氏之一經。(德治二年の條)

と、かくて十有六年の星霜を経て元亨二年(三三)八月遂に脱稿、同月十六日、後醍醐帝に進献するを得たのである。本書の内容に關しては今更吾人の喋々を要する限りに非ざれども、著者自ら言ふ所の抱負を覗ふに、其の序説志十に曰く、

初予覃總角而離家、逾志學而遊方、周旋相陽福鹿之門、辛勤而歸、因見大藏、有僧史之三傳、所謂梁唐宋也、而此三傳不精史文、蓋梁傳者戰國之文、病體裁焉、唐傳者叙事艱澁、傳論文同、宛似銘辭、宋傳者駁雜骯髒任古碑碣、絕無筆削、古來聖賢之事業、不能顯煥、頗惜之焉、又佛法入斯土以來七百餘歲、高德名賢不爲不多、而我國俗醇質、雖大才碩筆、未暇勘舉矣、其間別傳小記相次而出、然無通史矣、故予發憤禪餘旁資經史、竊閱國史、洽接諸記、日積月累、已有年矣、遠自欽明迄于聖代、補綴裁緝、三十卷、僅成一家之言、不讓三傳之文、名曰元亨釋書、古傳者偏傳也、今爲全史、故改名焉、又夫古之著述、或懼窮愁、或求見世、雖仲尼猶然、矧其餘哉、余塵纒

早脱、世繳不及、韜晦我常、豈冀閑名、只欲明佛祖之法、揭聖賢之迹、令可畏之人知所式之塵也耳、此予之志也。(元亨釋書卷三十)

といひ、又これより二十年の後、即ち貞和二年師六十九歳の春、示寂の數月前に、中岩圓月に與へられた書簡にも

予看大藏、有三高僧傳、謂梁唐宋也、其體製不全備、可不惜哉、夫僧傳者佛史也、大凡史者有法三傳不備者、無法之謂矣、靈源刪而不畢、山谷議而不作、非予始言也、蓋古德勤道不勤學、三傳不備者、不勤學者與、唐宋之間道學兼備者、間有之、不造佛史之全書何哉、就中而言、明教嵩公其人也、然雖記吾宗、不作通史、不能無遺恨焉、宋之末、釋門正統、佛祖統記出焉、其文局冗不足取矣、予看漢地俗史、其數十、其爲全書難矣哉、蓋史書之成一手者鮮矣、或出一手也、不足稱者多矣。(紀年錄、貞和元年の條)

とて、司馬遷の大著史記の如きも司馬公父子の徧する所で、其の十篇は目があつて卷がない。所謂景武紀、將相年表、禮樂律書、三王世家、嗣成侯、日者、龜策傳は緒少孫段肅の輩の補綴して尤も陋しいものである。漢書は班氏父子の撰で、八表、天文志は其の妹曹大家の補つたものである。後漢書は范曄の集めし所であるが曄は謝儼をして志を撰せしめたが其文傳らず、今の八志は諸家を合したものである。唐書は歐陽修と宋祁との分撰である。是等の四史は史家の傑作であるが、皆一人

の手に出たものではない、餘史に至つては稱するに足るものはないのである。予の釋書十傳一表十志合して三十卷は體裁は専ら古史を踏んでゐるが、其間他人一辭を措かず、是れ畏れて畏れざるものであると述べてゐる。其の自ら任する所の大、未だ餘人の追隨を許さざるものがある。而して此書の成るや直に後醍醐帝に上表奉獻した事は一面、平生景慕しつゝあつた宋の契嵩が正宗記を編して仁宗皇帝に獻したるに倣ふと言へば其迄であるが、其の間には虎關其人が、亂世に身を處するに忠なる所以のものが存したであらうことを注意せねばならぬと思ふ。師は未だ曾て表的に足利氏に就て批判の筆を弄してはゐない様だけでも、自ら心血を濺いで本邦の佛教史實を詳述し、以て先づ上聖天子の闕下に奉獻したと云ふ一事は、自ら忠君愛國の大義名分を明にする所のものであつたと言はねばならぬ。

伏 惟

皇帝陛下。

道出震。

徳重禹。

稟上聖之姿。

膺中興之運、街談衢話。

復延

天之至和。

祖業

宗勳。

授唐虞之淳化、師鍊生無爲之

清世、屬空門之斐文、僧史才踈耻刪手於照默、宗記氣懦謝透爪於永安、寔緝田之稗穉、禪林之樸楸者也。

陛下

邁五君之德。而

鍾五君之譽。師鍊乏五子之才、而成五子之事、熟念明時時繁矣。

昌世世多矣、然當

聖代而茲書出焉、豈

我君

文思之賡化而

虎關禪師と其の學

(三)

太平之餘標乎。

と言ふものは、師が上表の一節であるが、その莊重謹嚴一片の好辭句に留まるものと見てはならぬ。その最後の文に言ふ、「若し探る可きあらば、大藏に入れて、天下に行はん。於戲瓊璠の玩弄は王者の事也。匹夫は唯、輸貢するのみ。然らば則ち此の書の流播は陛下の任也。黠續に觸れ撼すは、伏して斧鑕を待ちたてまつる」と。彼の「余塵纏より早く脱れ世繳及ばず、韜晦は我が常なり。豈閑名を冀はんや。只佛祖の法を明にして、聖賢の迹を掲げ、可畏の人をして式とする所の塵アトを知らしめんと欲するのみ」と言へるものを以て併せ考ふれば、寧ろ思半ばに過ぐるものがあるではないか。

今や虎關の元亨釋書を閲し來つて、吾人の感激之を新にするものゝあるのは、彼の我が國體の尊嚴醇淑を頌した所の王臣箴の論である。

或言、子謂此土爲大乘之國、且從之、而又言閻浮界至治域、恐亦有黨乎、余曰、噫哉、子之間乎、是余之公言之秋也、君子之言、豈苟哉、若涉阿黨、爲經世乎、若又不經不如默矣、夫物之自然也、天下皆貴之、其造作也、世未重之矣、吾讀國史、邦家之基根於自然也、支那之諸國未嘗有矣、所以是吾稱吾國也、其所謂自然者三神器也、三器者神鏡也、神劍也、神璽也、此三皆出自然

天、成也。

神授

てふ見地よりして天照太神の皇孫瓊々杵尊に降し給へる三種神器は、實に鑄刻の先に出で、天より降れる統御の靈にして、天地の開闢と兆を同うし、我が國運の自然なるを物語るものである。皇統綿邈無窮なる所以は神器が天造自然のものであるからである。故に他氏異冑の玩弄を許すべきものではないのである。彼の支那は中國と稱し文物の國と誇るも三皇五帝の世、未だ傳國の信實なく、夏禹の九鼎、殷周相傳へて國器とせしも秦、周を奪つて泗水に沈め、始皇千壁を國璽となし漢高祖白蛇を斬るの劍を以て傳國の寶とし、魏晉以來趙宋に至るまで承傳したと言はれてゐるけれ共、是等受命の符は皆人工に出でたもので天造ではない。「我國小なりと雖も基を開くの神なる、器を傳ふるの靈なる、日を同うして語るべからざる」ものありとし、又天竺は閻浮の本邦なれども僭奪の事あるを言ひ漢土に至つては、虞夏の古より趙宋後に及ぶまで各時代を通じて一々篡亂の史實を要論し、最後に

我見竺支之事、如我國之渾厚者、未有之矣、是區域之靈勝祖宗之聖武而亦吾佛乘之資輔也、我言至治之域者、其不然乎。

と結んでゐる。思ふに當時足利氏の如き武門逆臣の横暴を見聞し、腐儒文臣動もすれば、外邦文化に心酔の餘、所謂内外華夷の別を謬り、祖國尊重の大義を忽にするものなきにあらざれば、虎關自

ら筆を呵してこゝに至る、亦深意ありと言はねばならぬ。虎關の後にいで、同じく我が國史の精華を謳頌し、臣子の本分を明にした人は彼の北畠親房である。親房の神皇正統記は人も知る有名なものであつて、殊に三種神器については、日月星の天にあるに同じと示し、又

鏡は一物をたくはへず、私の心なくして萬象を照らすに是非善惡の姿現はれずといふ事なし。その姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智慧の本源なり。この三徳をあはせ受けずしては、天下の治まらんこと誠に難かるべし(神皇正統記、瓊々杵尊の條)

と述べてゐる。是等の所説、或は先の虎關のそれに比して一層精微に渡るの感はあれど、吾人は亦虎關の彼に先んじて端的に三神器を以て、「これ我が國運の自然なるものなり」と言へる簡明純直不易の眞面目を忘れてはならぬものと思ふものである。

元亨釋書の成つたのは、虎關四十五歳の秋であつた。其後正中二年(三三三)四十八歳の秋八月には禪戒軌一卷を著し、我が禪門の戒系の繩繩一人を絶せざるを明にし、軌文の繁略を整へんことを欲し、(一)演唱(二)問遮(三)發心(四)懺悔(五)請聖(六)三婦(七)三聚(八)十重(九)輕戒(一〇)回向の十門に分つて之を解説し、更に同年冬十一月には佛語心論十八卷を著して楞伽經の眞髓を開示し、

宗旨の正脈を發揮し、越えて三年の後、即ち曆應元年（三三六）六十一歳の春には、宗門十勝論十章を造つて、我が禪家の他宗に勝る所以のものを詳論し、祖道を發揮鼓吹する所があつた。更に康永元年（三四一）には我門世師の文に、古法を失ふものゝ多いのを傷んで、自ら先哲の遺文を類聚し、疏（山門、諸山、江湖、雜疏）、榜（茶湯）祭文（山門、諸山、江湖、雜祭）等、法格體裁の備はれるものを以て、後學の規範たらしめたことは、何人も夙に知悉する所であらう。師は翌康永二年六月に及んで正修論十章を公にし、親切に我が宗門學者の精進工夫の要津を提示してゐる。尙虎關の自撰にかゝる「五家辨」なるものがあるが、之には我が禪門の五家七宋の法脈に就て、覺範以來の六祖下に南嶽、青原あり、南嶽系に臨濟、仰山出で、青原の兒孫に洞山、雲門、法眼の三大家出でたりとする見解を非とし、虎關は新に藥山惟儼等の碑銘を引證し、如上の五師は悉く南嶽の一系列に屬することを辨じてゐる。

以上諸種の虎關がものせる著書——この他に尙二三のものもあるが——の内容に涉つての論述は別に其の人あるべきを以て他日教を請ふとして、吾人は只管師の該博なる學殖と絶倫なる精力に嘆服するより他はないのである。

最後に吾人は虎關の詩章疏偈詩話評論を集録した濟北集二十卷中、特に十六卷乃至二十卷の通衡の部に見はれたる、師の學術思想に就て一瞥を試みて見たい。

史官が傍で之を筆録したと云ふのは、迂遠な説である。若し史官が其の時に録せなかつたとせば、此篇は亡失するではないか。之は成王が讀み終つて史官に與へ、之が寫されて世に傳つたのであつて、之を周公の作と見れば何等の疑議もない譯である。正義が安國の注に従はずして鄭氏に託して徒に穿鑿するが如きは、正義とは爲すに足らぬ。とかう云つた見識を以て注疏を批判してゐるのである。

又論語の雍也第六の

子曰、齊一變至魯、魯一變至道。

と言へるに對して、虎關は、これは孔子の言ではない。春秋の時代に於ては齊も魯も優劣があると
は思へない。然も齊は桓公が霸を樹てたが魯は霸を唱へた事はない位で、魯は寧は齊に勝つてゐな
いとも言へよう。只孔子の徒が道藝を講じ、禮儀を學んだといふことは、魯が齊に勝ることの見は
れたものである。然しこれは多く下に在るものゝ事で上なるものは然らず、其の一二を言へば、田
恒が簡公を弑したのは齊の出來事である。意如が昭公を逐うたのは魯の事である。弑すると逐ふと
は優劣し難いのみならず、昭公が乾侯に死するは季氏の害が深いからで、是等の點から論ずれば、
齊と魯の衰ふことは匹等してゐて差降はない。唯孔門の學徒が道藝を言つたといふ事が齊の一變
して魯となる所以であらうか。孔門の徒は在下の羸であつて、下の者は上に隨ふべく、上の者にか

くの如きものはなかつたのである。然るに魯一變して道に至らんと云ふ如き闕大の言を聖人たるものが言ふであらうか。所謂至道とは何時であらう。三皇か、五帝か、三王の始でともあらうか。我謂へらく、孔子が魯の政權を握つたとせば、或は伯禽の治の如くなくならしめ得たであらう。由來伯禽の治は周公の治である。孔子は甚しいかな、吾の衰ふるや久し、吾復夢に周公を見ずといひ、周公を慕つてゐる。周公は叔父の權、大聖の姿を以て魯國の治を致してすら三年にして成つたといふ。假令孔子が魯を治めて聖周公の如くなるも、周公の權なきを如何せん。周公の聖權が魯を治めた其時と雖も必ずしも大いに齊に過ぎたと言ふことはなく、當初尙寢々微なるの兆があつた。孔子後れて出で、權を缺ぐ、周公に尙ることは出来ない筈である。吾謂へらく、論語は聖刪を経ず、諸徒交々記したもので其文大醇にして小疵がある、然らば則ち魯人が國を誇つて聖言を矯つたのであるまいか。又孔子が一時の戯語であつて賈徒閑識にして簡牘に布いたものではあるまいかと虎關のかくの如きの考察については、尙議論の餘地は無いとは言へまいが、慕地に自己の所信を大膽に吐露し、本文内容の批判に鋭鋒を向けて捕はるゝ所のないには寧ろ敬服すべきものがありと言へよう。かうした態度は虎關が左傳を評する文に於て一層明確に示されてゐる。曰く、左傳は文辭が富贍であつて學者の重んずる所のものである。然し其の法律嚴ならずして往々議を作すものが在る。我は之を晋の事に於て見出すものである。晋の事が春秋の經文に見えたのは僖公二年が初である。

隱桓莊閔の間には現はれてゐない。然るに左傳では、隱公の五年から始り其の六年、桓公二年、三年、七年、八年、九年、莊公十六年、閔公元年、僖公十年、二十七年、二十八年等に見えてゐる。一體晉といふ國は春秋の始は、亂分甚しく小國であつたが、獻公の時代に二軍を作り、文公の霸業より大國となつて三軍となり、更に六軍の制を明りにしたけれ共、名を代へて之を三行と稱したのである。然るに左傳では事を記すに始末を考へずして、この三行の名が僖公二十八年に起つたに係らず、之を僖公十年の條に書いてゐる。この僖公十年は晉の惠公の初で獻公の時の二軍の制を用ゐてゐる時代である。三軍の未だ無い時に三行の名のあらう譯はない。三軍の出來たのは文公の時である。然るに左傳は文公の時の三行の名を以て惠公の時の事にしてゐる如きは、史實を謬つてゐるものであると。其の所論の明快犀利當時の儒業の士と雖も遠く及ばざる所があつた。

濟北集通衡の部には易、書、春秋、左傳、大學、中庸、論語、孟子、史記、莊子、列子、荀子、孫子、李白、白居易、司馬光、蘇東坡、朱子等に就て論斷するもの、凡そ三十六條を存して居り、今日吾人を啓發するもの尠しとせない。今一々之を詳論するの暇はないけれども要するに、虎關の學は徒に古人の糟粕を嘗め、訓詁傳誦を是れ事とする匹ではなく、其の間少くとも或る自由な獨創的な見解を寓し、且つ嚴密なる批判を経たるものを藏してゐる事は掩ふべからざる事實である。然

も師は苟くも當時一般の風潮に伍することを爲さず、曲學阿世の嗅に至つては毫末を存するものがない。深く我が皇國の精神を體認し、禦侮の志を明にしてゐることは、彼の建武の初、元より歸朝の禪僧が元の釋服に倣つて僧服を黄色にしようとするの議があり、夢窓國師も之を斷する能はずして虎關に謀る所があつた時に、黃を以て緇に更ふるは元主の心に出でたものである。我が朝如何ぞ常服を亂すべけんやと辨じたるが如き其の一例であらう。又康永三年(三四)高師直が亡父の爲に拈香を師に請ひしも、叢規に反するの故を以て三度其の使を斥けしが如き、或は貞和元年建長の席虚しきに當り、尊氏より拜請されしも之を固辭したるが如き、峻々たる祖師の眞骨頭を觀るべく痛快の極である。師は平生、建武中興の宏業を翼賛し、勤王の大義を忘れなかつたことは、贈入京僧と題する詩に、

王化覃霑率土濱。山川無處不畿寰。

就中百方長安戶。爲問何人見聖顏。

と謳ひ元弘三年仁壽殿上護良親王に謁して

銀帽拈來加冕旒。太平洪業屬龍樓。如今四海棄弓矢。一一指爲延筭籌。

と頌し奉つてゐるに於て、其の一斑を知るに難くはあるまい。吾人は尙虎關の文章詩賦について述べべき多くを殘し、且つ余の筐底に藏する龍華無着和尚自寫の一篇にして虎關の著なる「虎關和尚四六式」について詳論する筈なるも、これは又他の機會を俟つて學者の大教を仰ぐこととしよう。